

目標1: 安心安全な妊娠出産のための切れ目のない妊産婦保健対策の充実
～平成30年度の主な取組と実績～

1. 妊婦歯科健康診査の実施

妊娠期からむし歯・歯周疾患の予防意識を高め、早産のリスクの軽減につなげるためにも、妊婦歯科健診の助成(1回)を開始。

実施方法: 加賀歯科医師会に委託(市内歯科医療機関26か所)	妊婦歯科健診受診者数	
実施期間: 通年	対象者	533
内容: 問診、口腔内診査、歯科保健指導・相談等	受診者数	156
	受診率	29.3%

注) 対象者: 平成29年度妊娠届出者のうち平成30年4月1日以降に出産予定となる者237人 + 平成30年度妊娠届出者(平成31年1月末現在)296人 (平成31年1月末現在)

(参考) 平成29年度 集団健診3回 受診者21人/対象者420人 受診率5.0%

2. 妊婦一般健康診査の実施

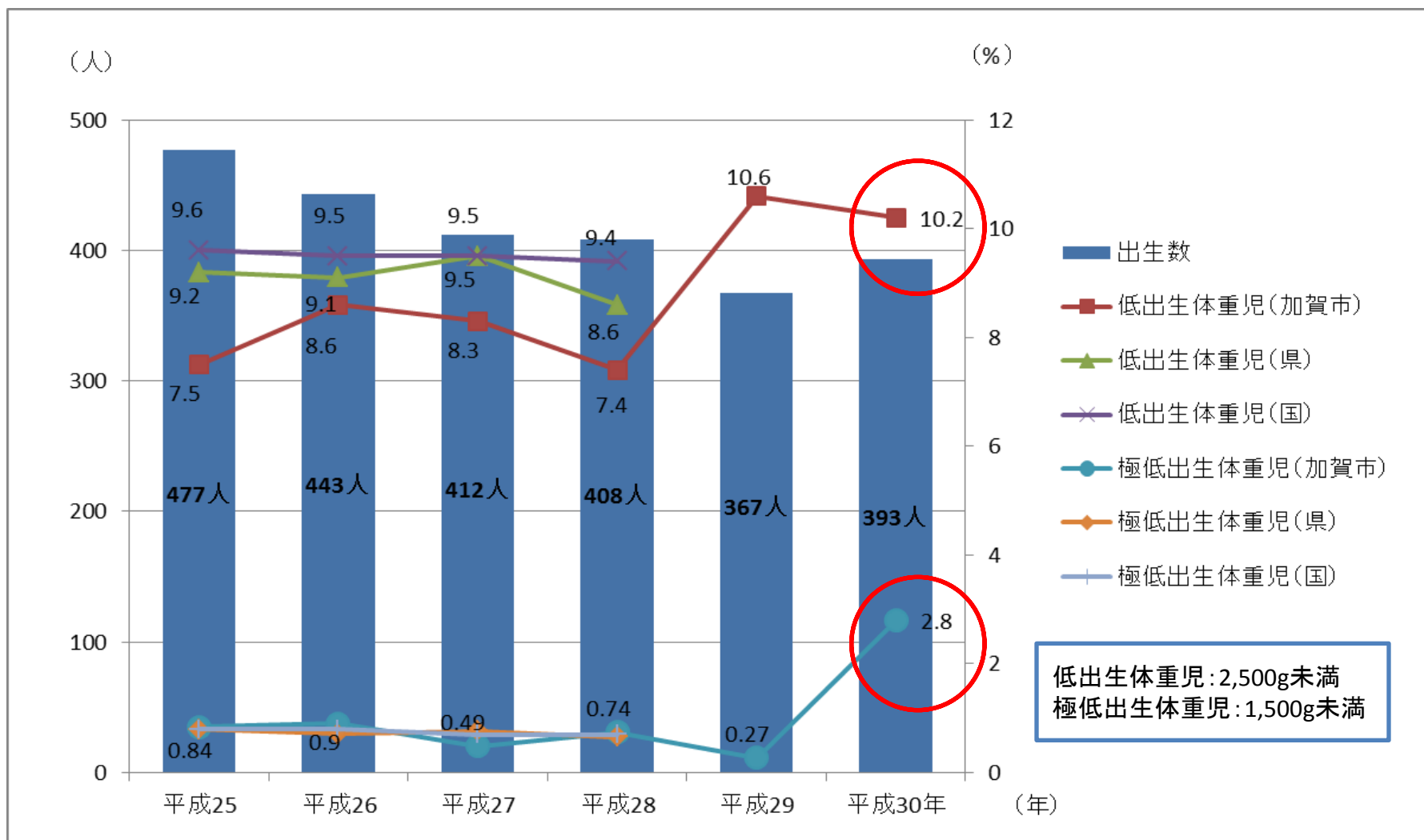
回数	件数
15回目	43
16回目	11
17回目	2
18回目	1
合計	57

妊婦の健康管理と経済的負担軽減のため、母子健康手帳交付時に健診受診票(1～14回目分)を交付に加え、妊婦健診40週を超えての15回目以降の助成を実施。

平成30年度の15回目以降の助成回数は57件となっており、そのうち、16回目以降(新設)は14件となっている。

(参考) 県内の妊婦一般健康診査の公費負担回数無制限を行う市町: 加賀市、七尾市、川北町、志賀町

3. 低出生体重児の割合年次推移



- ・平成30年の2,500g未満の低出生体重児の出生は10.2%(40人)。(目標値6.0%)
- ・平成30年の1,500g未満の極低出生体重児の出生は2.8%(11人)と増加。(目標値0.6%)

目標2:次世代の健康を育む保健対策の充実

～平成30年度の主な取組と実績～

1. 子どもの命を大切にする啓発事業の実施

(1)小中学校への講師派遣事業

「親になるための講座」として生涯学習課(家庭教育支援事業)と共同実施。

“生命の大切さ”と“親となった際の家庭の役割や子どもを育てる意義”等を学ぶ

対象: 中学2年生の希望校

小学3～6年生の希望校(親子とのふれあい体験を実施)

協力機関: 石川県助産師会、加賀市育児サークル連絡協議会ぴよぴよ・かがアドバイザー、NPO法人かもママ、4か月～2歳児を持つ親・子



		平成30年12月末現在		
対象		実施希望校	実施回数	受講人数
中学校	2年	3校	2回(1回実施予定)	176
小学校	3～6年	9校	10回	393
計		12校	12回	569



(2)啓発講演会の実施

平成30年7月22日(日)13:30-15:00 市民会館 100名参加

「コウノトリ先生が教えてくれたこと」 鈴木早苗氏(TBSドラマ制作部)



目標3: 地域の関係機関と連携を深め、親が孤立しない地域づくりの推進

～平成30年度の主な取組と実績～

1. 親子ほっとステーションでの妊娠期パパママ教室「出産・育児編」の開催

妊娠期から子育てに関する地域活動の拠点で「妊娠期パパママ教室」を開催することにより、地域の孤立予防及び育児不安の軽減を図る。

・助産師や育児サポーター: 体験学習や講話

体験: 沐浴、おむつの当て方、衣類の着せ方、抱き方 講話: 赤ちゃんを迎えるための準備 など

・市保健師: 個別相談の対応

回数: 平日3回(平均3.3組参加) 日曜5回(平均12組参加)

開催: 計132人参加(H31.1現在) (参考: 前年度同時期 115人参加)



目標4: 親が感じる育てにくさの問題点の所在を見極め、親に寄り添う支援

～平成30年度の主な取組と実績～

1. 医療的ケアが必要な児への支援

H29.9時点 県調査 市内未就学児8人

※医療的ケア児・・・NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。

- ・早期(退院調整)からの医療機関との退院時支援会議の実施や支援機関との調整、児・保護者への不安解消や在宅支援のための相談対応
- ・早期療育検討会のなかで、医療的ケア児の支援に関するテーマでの協議を実施

目標5: 妊娠届出や各種母子保健事業をととした虐待の早期発見と防止 ～平成30年度の実績と取り組み～

【ちょっと気になる親子の 個別のかかわり】

- ・ 母子健康手帳交付時の面接
- ・ 出産準備手当給付事業申請時の面接
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 各種健診、相談、教室事業 等

【支援のあり方を考える会議】

助産師連絡会

(南加賀保健福祉センターとの母子保健福祉連絡会同時開催)
妊娠期～産後に支援が必要となる妊婦の継続支援を関係機関と検討

子ども支援連絡会

子育て応援ステーション主催の要保護児童対策協議会実務者レベルの会議 (毎月1回参加)
要保護・要支援家庭の継続支援について、関係機関が連携し支援の確認や検討をしている。



【要支援・要保護家庭の支援状況】(H30.4～H31.1)

・助産師連絡会にて

○特定妊婦37人 要支援妊婦124人

・子ども支援連絡会にて

○平成30年度(H31.1現在)母子保健支援ケース(就学前)53世帯74人(32.5%)／(～18歳)227人

【継続支援が必要となる家庭の支援引継ぎ状況】(H30.4～H31.1)

○転入に伴う他市町からの継続支援の引継ぎ(就学前) 16世帯25人(25.7%)／69世帯97人転入

○転出に伴う他市町への継続支援の依頼(就学前) 15世帯24人(24.0%)／68世帯100人転出

平成31年度の取組案(重点)

1. 低出生体重児における対策

(1) 実態の共有と分析(新規)

- ・市の低出生体重児の実態について、加賀市医療センター産婦人科医・助産師、市内開業助産師(4人)、南加賀保健福祉センター保健師等と実態を共有し分析を行う。

(2) 保健指導等による個別支援

- ・上記をふまえて、市助産師・保健師・栄養士と具体的指導について検討し指導内容を充実する。(充実)
- ・具体的に指導基準を設けて継続的な個別支援を実施する。(強化)
- ・母子健康手帳交付時や出産準備金申請時等の機会をとらえ、妊娠経過を確認
例) 医療管理状況、食生活、就労状況、支援者の有無など
- ・経過が必要な妊婦には、家庭訪問も実施し保健指導を行う。
- ・支援者がいない等、母体の安静が保持できない場合は、環境を調整する等、生活面は「子育て応援ステーション」と連携し支援を行う。

2. 子どもの健やかな成長を支える切れ目ない健康教育の実施

(1) 子どもの命を大切にする啓発事業

- ・講演会の開催の他、小学校4～6年生への「ふれあい親子体験学習」(家庭教育支援事業と共同)で実施
- ・市民が集まる健康フェスタで啓発ブースの設置(新規)
- ・母子健康手帳交付時の妊婦へのマタニティキーホルダー等による啓発(新規)

(2) 妊娠期パパママ教室(充実)

親子ほっとステーションでの「出産・育児編」の全9回に参加が多い日曜日の開催とする。

(3) 親と子の遊びの教室(充実)

参加者が地域の遊び場ともつながりをもった子育てができるよう、子育て支援センター(金明保育園)での開催日を設ける。

3. 医療的ケアが必要な児への支援対策

(1) 退院時の支援会議の全件開催(充実)

病院から在宅につなぐ際に、出生後の早期からの医療機関との連携や、在宅での支援(例:訪問看護、福祉サービス)に関わる支援チームを入れた支援会議を開催し、早期に実態の共有と支援方針の検討と支援を行う。

(2) ふれあい福祉課、子育て支援課、学校指導課と連携した個別支援(充実)

保育園等入園や就学にむけた相談等、年代や相談内容に応じ、多機関と連携・情報提供しながらサポートしていく。庁内の相談支援が切れ目ないよう個別支援をとおして体制化していく。

(3) 医療的ケア児の協議の場の設置(新規)

医療的ケア児に関して、ふれあい福祉課(主管課)・子育て支援課・学校指導課・健康課の4課が事務局となって、年4回程度、協議の場を設け、課題整理及び体制協議を進める。

4. 転出入者における虐待予防対策

(1)実態の共有(充実)

- ・転出入者のうち、継続支援が必要となる世帯の実態を、子ども支援連絡会(要保護児童対策協議会実務者レベル会議)にて共有する。

(2)転出入者における子育て応援ステーションと連携した個別支援

(転入者の支援)

窓口課との連携

- ・「転入連絡票」にて児のいる世帯の転入者の把握
- ・転入者窓口対応マニュアルの作成と子育て応援ステーションとの同時面談による対応(強化)

電話連絡や訪問等による世帯の状況把握

- ・健康課窓口に来所がない場合は、子育て応援ステーションと電話及び訪問による実態把握を行う。
(児の発育発達・養育状況の確認を行う)

支援が必要なケースは多機関と連携

- ・支援者がいない、経済的困窮がある等、生活面の支援が必要な場合は、子育て応援ステーションや生活支援係、教育委員会等連携して個別支援を行う。

(転出者の支援)

継続支援が必要な世帯の転出先のへの引継ぎの強化

- ・保護者の了解のもと、電話にて引継ぎ行い、後日文書で支援依頼と情報提供を実施する。
- ・「市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)」の一部改正を受け、必要時児童相談所も同席の上引継ぎを行う。(強化)

5. 加賀市健やか親子21(第2次)中間評価の実施

母子保健事業の5年間の実績及び課題の分析を踏まえ、下記の通り中間評価を行う。

■ 計画の期間

目標年次は平成35年度(2023年度)とし、計画の期間は平成27年度(2015年度)から平成36年度(2024年度)までの10年間。

策定5年後を目途に中間見直し。

→平成31年度(2019年度)見直し

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
健康分科会			●						●		●	
			事業見直し 課題整理						素案提示		最終案提示 パブコメ 計画策定	